

# 令和6年度双葉郡における在宅医療・介護連携の推進に関する調査業務委託 提案仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下、「県」という。）が発注を予定している「双葉郡における在宅医療・介護連携の推進に関する調査業務」委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

## 2 事業の目的

東日本大震災の影響による避難地域では帰還困難区域においても一部区域が解除されるなど住民の帰還に向けた動きが進んでいるが、震災前と同様の医療機関・介護事業所等の地域資源は回復しておらず、この地域で「自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる」ことを目指そうとしたとき、医療・介護の資源が不足しているという課題に直面する。

そのため、社会資源が少ない地域で生活し続けるための地域づくりに向けて、医療・介護に関わる動態や今後の人口推計に伴うニーズを明らかにすることにより、双葉郡における効率的かつ効果的な医療と介護の一体的なサービス提供に向けた連携体制の構築の推進に資することを目的とし、本事業を実施する。

## 3 事業の対象と内容

### (1) 調査対象地域

双葉郡（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）8町村とする。

### (2) 業務内容

ア 自治体毎の現状人口及び帰還率に基づき、中長期的な居住人口や高齢化率の予測と、それに基づいた医療・介護サービスの需要の変化を推計する。

イ 医療施設や介護施設に対する現状や課題に関するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、医療と介護の一体的提供に向けた課題の整理を行う。

ウ 患者の医療受療とその後の介護利用状況を動的に把握、整理し、地域毎の特性を分析する。

エ 双葉郡8町村へヒアリング調査を行い、各町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の取組状況に関する現状と課題の分析を行う。

オ アからエに基づいた、当該地域における今後の医療と介護の連携体制構築に向けた取組推進に資する事業報告書を作成する。

## 4 留意事項

(1) 業務の実施に当たっては業務内容を理解し、常に県と密接な連絡を取り、誠実に履行すること。

(2) 提案を求める項目については、事業の目的に照らし合わせて、各プロポーザル参加者の独自の手法や自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むこと。

(3) 受託者は、業務実施準備から実績報告まですべての業務を行うこととする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

(4) 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、すべて受託者が負担する。

- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本委託業務の実施に伴う著作権は、原則すべて県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、個人情報保護に関する法律や条令等、法制度に則り適切に管理すること。また、受託中に知り得た情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。なお、本委託契約が履行された後においても同様とする。

## 5 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、県の承諾を得たときはこの限りではない。

## 6 実績報告及び成果品

受託者は業務内容の結果をとりまとめ、業務実績報告書を作成すること。

なお、作成に当たっては、得られた成果を今後も有効に活用できるよう、次年度以降の課題解決や支援のために必要な事項を明記すること。

- (1) 業務実績報告書
- (2) その他県が必要と認める書類等
- (3) 提出時期 令和7年3月31日まで
- (4) 提出部数 各2部
- (5) 納入場所 福島県保健福祉部健康づくり推進課

## 7 その他

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。